

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
平成28年3月18日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	14件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	14件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500500号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500292号

第1 結論

請求者のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和44年7月1日から同年9月1日に訂正し、昭和44年7月及び同年8月の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

昭和44年7月1日から同年9月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和44年7月1日から同年9月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和44年7月1日から同年9月1日まで

A社B工場からC工場に異動した時の2か月間の被保険者資格が無い。請求期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の記録を訂正して年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の記録により、請求者は、請求期間及びその前後の期間においてA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、請求者と同時にA社C工場で厚生年金保険の被保険者資格を取得した同僚が、同社C工場の給料等の事務は同社B工場で一括して行い、毎月給料を同社B工場から同社C工場に運んでいた旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

また、A社C工場が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和44年9月1日であるところ、請求者と同時に同社B工場から同社C工場に異動した同僚4人のうち、2人の厚生年金保険被保険者記録について同社B工場の資格喪失年月日が昭和44年7月1日から昭和44年9月1日に訂正されていることが確認できる

ことから、請求者の同社B工場の資格喪失年月日を昭和 44 年 9 月 1 日とすることが妥当である。

さらに、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA社B工場における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和 44 年 6 月の記録から、6 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は商業登記簿謄本によるとすでに解散しており、請求期間の役員からは、昭和 44 年 7 月から同年 8 月までの期間に係る請求者の届出や保険料納付について回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500541号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500293号

第1 結論

訂正請求記録の対象者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和43年12月26日から昭和44年3月15日に訂正し、昭和43年12月から昭和44年2月までの標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

昭和43年12月26日から昭和44年3月15日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が訂正請求記録の対象者に係る昭和43年12月26日から昭和44年3月15日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和8年生

住所 :

2 被保険者等の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和2年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和43年12月26日から昭和44年3月15日まで

昭和36年7月頃、A社に入社し、昭和52年9月頃まで継続して勤めたが、同社本社から同社B支局に転勤した際の請求期間の厚生年金保険の記録がない。請求期間について、年金の給付に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間にA社で厚生年金保険の被保険者記録がある複数の同僚が、訂正請求記録の対象者は、請求期間もA社に継続して勤務していたと回答等していることから、訂正請求記録の対象者は、請求期間及びその前後の期間においてA社に継続して勤務していたことが推認できる。

また、請求期間に係るA社の役員は、同社B支局の給料等の事務は同社本社で

一括して行っていた旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

また、A社B支局が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和44年3月15日であるところ、訂正請求記録の対象者と同時に同社から同社B支局に異動した同僚の厚生年金保険被保険者記録について、同社の資格喪失日が昭和43年12月26日から昭和44年3月15日に訂正されていることが確認できることから、訂正請求記録の対象者の同社の資格喪失年月日を昭和44年3月15日とすることが妥当である。

さらに、請求期間の標準報酬月額については、訂正請求記録の対象者のA社における昭和43年10月の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は平成14年11月7日に適用事業所ではなくなっている上、請求期間の事業主はすでに死亡し、同社の役員も不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500707号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500294号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和44年6月30日から同年7月3日に訂正し、昭和44年6月の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

昭和44年6月30日から同年7月3日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和44年6月30日から同年7月3日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和44年6月30日から同年7月3日まで
請求期間について、A社からB社への移籍であり退職はしていない。
しかし、年金記録では、昭和44年6月30日喪失となっており、事実と相違するため、記録を訂正し年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された辞令請書及び同僚の陳述から判断すると、請求者が請求期間に同社で勤務し(昭和44年7月3日に同社からB社へ移籍)、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA社における昭和44年5月の社会保険事務所(当時)の記録から2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1500544 号
厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1500295 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 22 年 7 月 9 日の標準賞与額を 51 万 7,000 円に訂正することが必要である。

平成 22 年 7 月 9 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 22 年 7 月 9 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 22 年 7 月 9 日

請求期間に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録がない。当該賞与を年金額に反映されるように記録してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間について、請求者から提出された賞与支給明細書及び A 社の関連会社である B 社から提出された賞与支給控除一覧表並びに A 社及び B 社の社会保険事務担当者の陳述から判断して、請求者は、当該期間において、A 社から賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る標準賞与額については、上記賞与支給明細書及び賞与支給控除一覧表により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、51 万 7,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 22 年 7 月 9 日の賞与について請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該

期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500693号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500296号

第1 結論

請求者のA社における平成22年7月9日の標準賞与額を45万7,000円とすることが必要である。

平成22年7月9日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成22年7月9日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和41年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成22年7月9日

請求期間に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録がない。当該賞与を年金額に反映されるように記録してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、請求者から提出された賞与支給明細書及びA社の関連会社であるB社から提出された賞与支給控除一覧表並びにA社及びB社の社会保険事務担当者の陳述から判断して、請求者は、当該期間において、A社から賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る標準賞与額については、上記賞与支給明細書及び賞与支給控除一覧表により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、45万7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成22年7月9日の賞与について請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該

期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1500665 号
厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1500297 号

第 1 結論

請求者の A 事業所における平成 23 年 9 月 1 日から平成 24 年 4 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、22 万円から 24 万円とすることが必要である。

平成 23 年 9 月から平成 24 年 3 月までの標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、平成 23 年 9 月から平成 24 年 3 月までの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 23 年 9 月 1 日から平成 24 年 4 月 1 日まで
請求期間について、事務手続きの誤りがあったため、標準報酬月額が実際の給料より低い金額で記録されてしまった。後日、誤りが判明したものの訂正届の提出が遅かったため、年金額に反映しない記録になっている。請求期間について、年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者の請求期間に係る標準報酬月額は 22 万円と記録されていたが、当該期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 27 年 12 月 28 日付けで当該期間に係る厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届（訂正）が事業主から年金事務所に提出され、これに基づき、当該期間の標準報酬月額は 24 万円に記録訂正されている。

しかしながら、請求者の請求期間における保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、当該訂正後の標準報酬月額（24 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（22 万円）となっている。

一方、A 事業所から提出された給与支給明細書、支払情報入力照会、受入

決裁書、納付書及び平成 24 年分給与所得の源泉徴収票（以下、「明細書等」という。）により、請求者が、請求期間の標準報酬月額決定の基礎となるべき平成 23 年 4 月から同年 6 月までにおいて、標準報酬月額 24 万円に見合う報酬月額（23 万 8,528 円）の支払いを受け、請求期間において、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料（1 万 9,694 円）を事業主により控除されていたことが認められる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、前述の明細書等で確認できる厚生年金保険料控除額から 24 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後に、当該期間に係る厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届（訂正）を年金事務所に提出したことが確認できるため、年金事務所は請求者に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1500628 号
厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1500298 号

第1 結論

請求者のA社 (現在は、B社) における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和54年6月21日から昭和48年4月21日に訂正し、昭和48年4月から同年7月までの標準報酬月額を3万9,000円、昭和48年8月から昭和49年7月までの標準報酬月額を4万5,000円、昭和49年8月から昭和50年7月までの標準報酬月額を6万4,000円、昭和50年8月から昭和51年7月までの標準報酬月額を7万2,000円、昭和51年8月から昭和52年7月までの標準報酬月額を8万円、昭和52年8月から昭和53年7月までの標準報酬月額を9万8,000円、昭和53年8月から昭和54年5月までの標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

昭和48年4月21日から昭和54年6月21日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和48年4月21日から昭和54年6月21日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和48年4月21日から昭和54年6月21日まで

専門学校を卒業後、学校の紹介でA社に入社したが、請求期間の厚生年金保険の記録がないので、厚生年金保険被保険者資格の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社が加入するC健康保険組合 (現在は、D健康保険組合) から提出された請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届 (昭和48年4月21日資格取得)、雇用保険の加入記録、複数の同僚の陳述及び請求者が所持する勤続表彰状から判断して、請求者は、請求期間にA社に勤務していたことが認められる。

また、日本年金機構E事務センターが保管する資料によると、F社会保険事務所 (当時) においては、A社の同僚から提出された同社に係る期間照会申出書及び給与明細書並びにC健康保険組合から提出された資料を調査した結果、同社については、厚生年金保険の届出に多くの不備があることが確認でき、当該同僚については厚生年金保険の被保険者記録

がない期間についても継続して雇用され、給与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できたことから、オンライン記録の資格取得年月日を同健康保険組合の資格取得年月日に合わせて訂正をすることとし、同社に係る被保険者記録については被保険者から請求があった場合に、その都度訂正を行うこととされ、その後、6人の同僚についても厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を訂正していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められ、厚生年金保険被保険者資格の取得年月日については、上記のC健康保険組合の請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届により、昭和48年4月21日とすることが妥当である。

また、請求期間に係る標準報酬月額については、C健康保険組合の資料から、昭和48年4月から同年7月までの標準報酬月額を3万9,000円、昭和48年8月から昭和49年7月までの標準報酬月額を4万5,000円、昭和49年8月から昭和50年7月までの標準報酬月額を6万4,000円、昭和50年8月から昭和51年7月までの標準報酬月額を7万2,000円、昭和51年8月から昭和52年7月までの標準報酬月額を8万円、昭和52年8月から昭和53年7月までの標準報酬月額を9万8,000円、昭和53年8月から昭和54年5月までの標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の請求期間の事業主からは回答が得られないが、昭和48年4月から昭和54年5月までの期間において、仮に、事業主から請求者に係る厚生年金保険被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届について記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該届は提出されておらず、その結果、社会保険事務所は請求者の昭和48年4月21日から昭和54年6月21日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500726号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500299号

第1 結論

請求者のA社における平成22年7月9日の標準賞与額を26万5,000円とすることが必要である。

平成22年7月9日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成22年7月9日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和54年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成22年7月9日

請求期間に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録がない。当該賞与を年金額に反映されるように記録してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、請求者から提出された賞与支給明細書及びA社の関連会社であるB社から提出された賞与支給控除一覧表並びにA社及びB社の社会保険事務担当者の陳述から判断して、請求者は、当該期間において、A社から賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る標準賞与額については、上記賞与支給明細書及び賞与支給控除一覧表により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、26万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成22年7月9日の賞与について請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該

期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500561号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500300号

第1 結論

請求者のA社における平成22年7月9日の標準賞与額を24万4,000円に訂正することが必要である。

平成22年7月9日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成22年7月9日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和57年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成22年7月9日

請求期間に賞与が支給されていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録がない。当該賞与を年金額に反映されるように記録してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、請求者から提出された当該期間に係る賞与の入金が確認できる預金通帳及びA社の関連会社であるB社から提出された賞与支給控除一覧表並びにA社及びB社の社会保険事務担当者の陳述から判断して、請求者は、当該期間において、A社から賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る標準賞与額については、上記賞与支給控除一覧表により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、24万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成22年7月9日の賞与について請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500661号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500302号

第1 結論

請求者のA社における平成22年7月9日の標準賞与額を20万円に訂正することが必要である。

平成22年7月9日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成22年7月9日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和25年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成22年7月9日

請求期間に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録がない。当該賞与を年金額に反映されるように記録してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、請求者から提出された賞与支給明細書及びA社の関連会社であるB社から提出された賞与支給控除一覧表並びにA社及びB社の社会保険事務担当者の陳述から判断して、請求者は、当該期間において、A社から賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る標準賞与額については、上記賞与支給明細書及び賞与支給控除一覧表により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成22年7月9日の賞与について請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500720号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500303号

第1 結論

請求者のA社における平成22年7月9日の標準賞与額を56万5,000円に訂正することが必要である。

平成22年7月9日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成22年7月9日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成22年7月

請求期間に賞与が支給されていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録がない。当該賞与を年金額に反映されるように記録してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、請求者から提出された預金通帳及びA社の関連会社であるB社から提出された賞与支給控除一覧表並びにA社及びB社の社会保険事務担当者の陳述から判断して、請求者は、当該期間において、A社から賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る標準賞与額については、上記賞与支給控除一覧表により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から56万5,000円とし、請求期間に係る賞与支給日については平成22年7月9日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成22年7月9日の賞与について請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500662号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500304号

第1 結論

請求者のA社における平成22年7月9日の標準賞与額を30万円に訂正することが必要である。

平成22年7月9日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成22年7月9日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成22年7月9日

請求期間に賞与が支給されていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録がない。当該賞与を年金額に反映されるように記録してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、請求者から提出された当該期間に係る賞与の入金が確認できる預金通帳及びA社の関連会社であるB社から提出された賞与支給控除一覧表並びにA社及びB社の社会保険事務担当者の陳述から判断して、請求者は、当該期間において、A社から賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る標準賞与額については、上記賞与支給控除一覧表により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成22年7月9日の賞与について請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500562号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500305号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における平成17年7月8日の標準賞与額を31万9,000円に訂正することが必要である。

平成17年7月8日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成17年7月8日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年7月8日

A社における請求期間の賞与に係る記録がない。所持している通帳から賞与を支給されたことは間違いないので、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された預金通帳及び同僚の賞与支給明細書により、請求者がA社から請求期間に係る賞与(31万9,000円)を支給され、当該賞与額に基づく標準賞与額に係る厚生年金保険料(2万2,224円)を事業主により当該賞与から控除されていたことが推認できる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、前述の預金通帳及び同僚の賞与支給明細書により推認できる厚生年金保険料控除額により、31万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社より請求期間に係る請求者の届出や保険料納付について、回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業

主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1500680 号
厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1500306 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 22 年 7 月 9 日の標準賞与額を 50 万 5,000 円に訂正することが必要である。

平成 22 年 7 月 9 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 22 年 7 月 9 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 22 年 7 月 9 日
請求期間に賞与が支給されていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録がない。当該賞与を年金額に反映されるように記録してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間について、請求者から提出された預金通帳及び A 社の関連会社である B 社から提出された賞与支給控除一覧表並びに A 社及び B 社の社会保険事務担当者の陳述から判断して、請求者は、当該期間において、A 社から賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る標準賞与額については、上記賞与支給控除一覧表により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、50 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 22 年 7 月 9 日の賞与について請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対して提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500560号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500301号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成15年7月
② 平成16年12月
③ 平成17年12月
④ 平成18年12月

請求期間①から④までについて、A社から賞与を支給されていたが、年金記録となっていないので、当該期間の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から④までについて、請求者は賞与の支給について確認できる資料を所持していない上、A社の元破産管財人は当該期間に係る資料の保管はしていない旨の陳述をしている。

また、請求期間当時の事業主は既に死亡しており、元役員についても連絡が取れないため、請求者の請求期間①から④までに係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求期間①から④までにおける賞与の支給及び厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。